

仕 様 書

1 業 務 名 称

地域防災マップ（成育地域・城東地域）デザイン作成業務委託

2 数 量

2点（成育地域・城東地域）

3 業 務 内 容

（1）地域との打合せ会への参加

- ・本市が必要と認めた場合、2回目以降も参加すること
- ※打合せ会は18時以降になる場合もあり

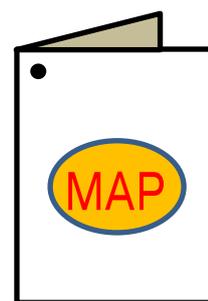
（2）地図のデザイン・レイアウト作成

- ・本市が提供するデータ等を基に見栄え良く作成すること
- ・イラストカットの作成（既成のものでも可）
- ・地図データは本市提供の「城東区防災マップ」を基にすること
- ・地域ごとにデザインが異なるので注意すること
- ・校正回数は6回とする

（3）本市契約の印刷業者へのデータ渡し

（4）本市への成果物（完成データ）に納品

（5）その他打合せ



※2穴加工（1か所）

左肩に綴紐用の穴を開ける
想定でデザインすること

4 作 成

（1）資料提供 ※11月上旬予定

- ・本市より基本の地図データ（PDF及びAIデータ）及び掲載情報等を提供する
- ・各地域の掲載原稿は、本市より紙見本にて提供する

（2）作成方法（別紙「作成イメージ」参照）

A3二つ折り（4ページ）、フルカラーで作成する

本市が提供する地図データ（城東区防災マップ）をベースに、本市の指示のもと各地域別に掲載情報をデザイン・レイアウトし、本市の審査を受けたうえで確定する

フォントの書体、級数、組み方についても本市の指示によること。指示によらない場合は、双方協議のうえ、よりよいデザインとすること

※イラスト等の利用する際は、著作権利用調整を実施したうえで使用すること

5 校 正

（1）校正回数 6回

※印刷業者へのデータ渡し後、色校正の過程で軽微な修正を依頼することがある

（2）校正方法

グラへ朱書きで行い、PDFデータ（一部、Word・Excel・Jpeg等を含む）をメールで送信する

6 成果物及び納品

(1) 成果物

最終校正を反映した完成データ（PDF ファイル・AI ファイル）及びイラストカット等の保存用データ（AI ファイル）1式

※電子媒体（DVD-R 等）に格納し、納品すること。電子媒体の提出にあたっては、最新のパターンファイルに更新されたウイルスチェックを行い、本市の環境にコンピューターウイルスを侵入させないための措置を講じること

(2) 履行期限

令和8年3月13日（金）

(3) 納入場所

城東区役所市民協働課（防災・防犯）

7 再委託に関する事項

- (1) 受注者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない
 - ① 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - ② デザイン作成業務
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない
- (3) 受注者は、上記（1）及び（2）に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により当区の承諾を得なければならない
- (4) 受注者は、上記（3）により第三者に委任し、又は請け負わせた場合、発注者に対し、その第三者の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うものとする
- (5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対し適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない
なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない

8 その他

- (1) 契約締結後、速やかにスケジュール等を本市と協議すること
- (2) 地域との打合せ会参加にかかる交通費等の経費は受注者負担とする
- (3) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は、質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。また、契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする
- (4) 本案件を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない
- (5) 本市が提供した原稿、イラスト等は使用後速やかに返却すること
- (6) 契約締結後、本市からの原稿提供から印刷業者へのデザインデータ渡しまでのスケジュール、作業工程等の詳細について事業担当と協議すること

- (7) 納品物品の名称及び数量等が確認できる納品書及び請求書、業務完了報告書を提出すること
- (8) 成果物に係る使用权及び著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう）は、本市に帰属するものとする
- (9) 業務完了後、契約期間満了日までに業務完了報告書を提出すること

8 事業担当

城東区役所市民協働課（防災・防犯） 担当：田代

〒536-8510 大阪市城東区中央 3-5-45 城東区役所 3 階 33 番窓口

電話番号：06-6930-9039 ファックス：050-3535-8685

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の城東区役所総務課（連絡先：06-6930-9101）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

・生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること

※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます

<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>

- ・前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- ・生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- ・文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- ・インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- ・生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- ・生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- ・契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- ・著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- ・生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- ・生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- ・生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- ・情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること